■須磨海岸 (須磨海岸を守り育てる条例別表)

用途	使用料
ア 自動販売機の設置	1台1月につき
	3,000円
イ 広告物その他これに類するもの	1平方メートル1月につき
	350円
ウ 出店(露店その他これに類するものを含む。)	1平方メートル1月につき
	2,500円
エ 興行,競技会,展示会,博覧会,その他これらに類	1平方メートル1日につき
する催しのため緑地等の全部又は一部を占用すると	13円20銭
き。	
オ ウに掲げるもの以外の建築物(作業場,物置小屋そ	1平方メートル1日につき
の他これらに類するものを含む。)を設置するとき。	120円
カ 電柱(支柱及び支線を含む。)係船くい、標識その	1本1月につき
他これらに類するものを設置するとき。	110円
キ 水路, 道路又は橋りょうの用に供するとき。	1平方メートル1月につき
	80円
ク 軌条, 桟橋その他これらに類するものを設置すると	1平方メートル1月につき
き。	60円
ケ 円管その他これに類するものを設置するとき。	1メートル1月につきその直径又は
	幅が30センチメートル以下のもの
	30円
コ アからケまでに掲げるもの以外のものの用に供す	
るとき(業として写真又は動画を撮影するとき及び集	1平方メートル1月につき
会その他これに類する催しのため緑地等の全部又は	120円
一部を占用するときを除く。)。	